

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

## ○文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成四年七月二十七日

規則第六十二号

改正 平成五年九月三〇日規則第三七号

平成七年七月五日規則第三六号

平成九年三月三十一日規則第一九号

平成九年一二月二五日規則第五八号

平成一〇年九月二九日規則第五五号

平成一二年九月二九日規則第八九号

平成一三年一〇月一日規則第六七号

平成一四年一〇月一日規則第七〇号

平成一五年三月六日規則第七号

平成一七年三月三十一日規則第三六号

平成一七年三月三十一日規則第四三号

平成一八年九月二九日規則第九八号

平成一九年三月一五日規則第八号

平成二〇年九月三〇日規則第六五号

平成二一年九月三〇日規則第五九号

平成二二年三月三十一日規則第二五号

平成二七年三月三日規則第三号

平成二八年三月三十一日規則第四〇号

令和三年三月三十一日規則第二三号

令和三年九月七日規則第五九号

令和四年一二月九日規則第八二号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(社会保険各法)

第三条 条例第三条第一項第二号に規定する規則で定める社会保険に関する法令とは、次の

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

各号に掲げるものをいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）
- 五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（施設等）

第四条 条例第三条第二項第二号に規定する規則で定める施設は、条例第五条第二項に規定する対象者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

- 2 条例第三条第二項第三号に規定する規則で定める者は、前項に規定する規則で定める施設に児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他の法令による措置によらずに入所している者をいう。

（助成資格の認定）

第五条 条例第四条第一項の規定により助成資格の認定を受けようとする子どもを養育している者（以下「申請者」という。）は、子ども医療証交付申請書（別記様式第一号。以下「申請書」という。）に、子どもが国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類その他区長が必要であると認めた書類を添えて申請しなければならない。

- 2 条例第四条第二項に規定する助成を受ける資格を証明する医療証（以下「医療証」という。）は、医療証（別記様式第二号）による。

- 3 区長は、第一項の規定による申請があった場合において、申請者が条例第三条の規定による助成を受けることができる資格（以下「助成資格」という。）を有する者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（別記様式第三号）により、当該申請者に通知する。

（医療証の有効期間）

第六条 医療証の有効期間は、次の各号に掲げる者につき当該各号に定める日から最初の九月三十日（当該年度において六歳、十五歳又は十八歳に達する者に係る医療証にあっては、それぞれ当該年齢に達した日以後の最初の三月三十一日）までとし、毎年十月一日に更新する。

- 一 前条第一項の申請の日の属する月（以下「医療証交付申請月」という。）の初日に既

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

に助成資格を有していた者 医療証交付申請月の初日

二 医療証交付申請月の途中で助成資格を有することとなった者 助成資格を有することとなった日

三 六歳又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を有効期限とする医療証の交付を受けている者 当該六歳又は十五歳に達する日以後の最初の四月一日

2 前項の規定にかかわらず助成資格を有することとなった者が、助成資格を有することとなった日の翌日から起算して三月以内に申請した場合は、医療証の有効期間の開始日は助成資格を有することとなった日からとする。

(医療証の再交付)

第七条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書(別記様式第四号)により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請に当たっては、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかにこれを区長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第八条 条例第六条第二項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 国民健康保険法又は社会保険各法により、医療証の交付を受けた子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

二 前号のほか、区長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第六条第二項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、子ども医療助成費支給申請書(別記様式第五号)により区長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、条例第五条第二項に規定する対象者が負担すべき額を負担したことを証する書類を添付しなければならない。ただし、文京区が国民健康保険法による保険者として対象者の養育する子どもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(届出)

第九条 条例第七条第一項に規定する届出は、子ども医療費助成申請事項変更(資格消滅)届(別記様式第六号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第七条第二項に規定する届出は、子ども医療費助成現況届(別記様式第七号。以下

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

「現況届」という。)に第五条第一項に規定する書類を添えて行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、これらの規定により届け出る事実を公簿等により確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4 条例第七条第三項に規定する届出は、第三者行為による傷病届(別記様式第八号)により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第十条 区長は、条例第八条第一項の規定により対象者の助成資格の認定を取り消すときは、子ども医療費助成受給資格消滅通知書(別記様式第九号)により当該対象者であった者に通知するものとする。ただし、当該対象者又は対象者が養育する子どもが死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第十一条 条例第九条の二第一項の規定による損害賠償の請求権の譲渡は、子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について(別記様式第十号)を区長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第九条の二第二項の規定による通知は、債権譲渡通知書(別記様式第十一号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第十二条 区長は、申請書に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(委任)

第十三条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成四年十月一日から施行する。ただし、条例付則第二項の規定によってなされる手続に関しては、平成四年九月一日から施行する。

付 則(平成五年九月三〇日規則第三七号)

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は、平成五年十月一日から、第二条の規定、次項、付則第三項及び付則第四項の規定は、平成六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第二項の規定は、平成六年一月一日以後に助成資格を

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

有することとなった者について適用し、同日前に助成資格を有することとなった者については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、助成資格を有することとなった日が平成五年十一月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日に該当する者から平成六年二月一日以後に条例第四条第一項の規定による申請があった場合については、改正後の規則第六条第二項を適用する。この場合において、同項中「医療証の有効期間の開始日は助成資格を有することとなった日」とあるのは「医療証の有効期間の開始日は平成六年一月一日」とする。
- 4 文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(平成五年九月文京区条例第三十三号)付則第二項の規定によってなされる手続に関しては、なお従前の例による。

付 則 (平成七年七月五日規則第三六号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

付 則 (平成九年三月三十一日規則第一九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

付 則 (平成九年一二月二五日規則第五八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第一号から別記様式第三号までによる用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成一〇年九月二九日規則第五五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (平成一二年九月二九日規則第八九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年十月一日から施行する。

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一三年一〇月一日規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一四年一〇月一日規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一五年三月六日規則第七号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第三六号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第四三号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成一八年九月二九日規則第九八号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月一五日規則第八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

用することができる。

付 則（平成二〇年九月三〇日規則第六五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二一年九月三〇日規則第五九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二二年三月三十一日規則第二五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月三日規則第三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第四〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定する様式による用紙で

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和三年九月七日規則第五九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第二号による医療証で現に効力を有する者は、その有効期間中に限り、この規則による改正後の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則別記様式第二号による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第二号に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和四年一二月九日規則第八二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、付則第四項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第二号による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、この規則による改正後の文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第二号による医療証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第二号に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。  
（準備行為）
- 4 新規則第五条第一項に規定する申請に係る必要な手続その他の準備については、この規則の施行の前日においても行うことができる。

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第1号（第5条関係）

## 子ども医療証交付申請書

文京区長 殿

以下のとおり子ども医療証の交付を申請します。

また、医療証の有効期間中、公簿等により、国民健康保険加入状況について確認を行うことに同意します。

申請日	年	月	日
申請者	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日	配偶者の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	住所	自宅電話番号 — — 携帯電話 — —	

18歳 の 年 度 末 前 の 子 ど も ( 年 長 順 )	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	続柄	居住関係	健康保険加入状況
	1		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
2		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 文京区国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合・健保組合等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給・未加入
3		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 文京区国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合・健保組合等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給・未加入
4		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 文京区国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合・健保組合等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給・未加入
5		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 文京区国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合・健保組合等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給・未加入
6		年 月 日		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 文京区国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合・健保組合等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給・未加入
別居の場合の子どもの住所					
文京区		連絡先 — —			

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第2号（第5条関係）

（表）

㊦ ㊧ ㊨ 医 療 証					
負担者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
受給者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				
子ども	氏名				
	生年月日	年 月 日生			
保 護 者	住 所	〒			
	氏 名				
有 効 期 間		年 月 日から			
		年 月 日まで			
上記の者は、文京区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を文京区が助成するものであることを証明する。 <div style="text-align: right;">文京区長 ㊩</div>					
交付年月日	年 月 日				

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(裏)

## 御 注 意

- 1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの医療証と被保険者証と一緒に、取扱病院、診療所又は薬局（以下「病院等」という。）の窓口へ提出してください。ただし、病院等の窓口において電子的確認を受けたときは、この医療証のみ提出してください。
- 2 入院の場合は、食事療養標準負担額をお支払いください。
- 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 4 この医療証は、東京都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。東京都外の病院等では使えません。
- 5 東京都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、問合せ先に医療費の支給を申請してください。
- 6 文京区外への転出等により受給の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この医療証を問合せ先にお返しください。
- 7 住所、氏名、加入医療保険等に変更があったときは、問合せ先にこの医療証を添えて届け出てください。
- 8 この医療証を破き、汚し、又は失ったときは、問合せ先で再交付を受けてください。
- 9 偽りその他不正にこの医療証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第3号（第5条関係）

## 医療証交付申請却下決定通知書

第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

文京区長 印

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由で子ども医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第4号（第7条関係）

子ども医療証再交付申請書

年 月 日

文京区長殿

申請者

住所

氏名

電話

下記のとおり、文京区子どもの医療費の助成に関する条例に基づく医療証の再交付を申請します。

記

受給者番号								申請理由	(1) 無くした (2) 破いた (3) 汚した (4) 未着 (5) その他 ( )
子ども氏名									
生年月日			年			月			

受給者番号								申請理由	(1) 無くした (2) 破いた (3) 汚した (4) 未着 (5) その他 ( )
子ども氏名									
生年月日			年			月			

受給者番号								申請理由	(1) 無くした (2) 破いた (3) 汚した (4) 未着 (5) その他 ( )
子ども氏名									
生年月日			年			月			

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第5号（第8条関係）

## 子ども医療助成費支給申請書

申請区分		1 乳 ・ 2 子 ・ 3 青					
支給額計		円					
負担者番号	子 ども						
受給者番号	氏 名						
	生 年 月 日						
	年 月 日						
加入 保 険	種別	1 国保 4 協会	2 国保組合 5 共済	3 健保組合 6 その他	被保険者等 氏 名		
	保 険 者 名				記 号 番 号		
					保 険 者 番 号		
受 診 期 間	病 院 等 の 名 称		医 療 費 の 内 訳	申 請 種 類			
1	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	1 一 般 科		
	年 月 日		総保険点数	点	2 歯 科		
2	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	3 薬 剤		
	年 月 日		総保険点数	点	4 看 護		
3	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	5 送 付		
	年 月 日		総保険点数	点	6 補 装 具		
4	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	1 一 般 科		
	年 月 日		総保険点数	点	2 歯 科		
5	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	3 薬 剤		
	年 月 日		総保険点数	点	4 看 護		
6	年 月 日	入院 ・ 外来	申 請 額	円	5 送 付		
	年 月 日		総保険点数	点	6 補 装 具		
申請の理由	1 医療証交付前の受診      2 都外医療機関で受診      3 療養費の支給を受けた 4 都外国保（組合）に加入している      5 都内非取扱医療機関で受診（区内/区外） 6 医療証を持参しなかった      7 未熟児養育医療負担分      8 その他（      ）						
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合			支店	支店番号	種 別	1 普通
	番 号				名 義		2 当座
上記のとおり、子ども医療助成費の支給を申請します。							
文京区長殿							
(住 所)							
(電話番号)							
(氏 名)							

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

## 別記様式第6号（第9条関係）

子ども医療費助成 申請事項変更（資格消滅）届

受給者番号	子ども氏名（変更の場合は新氏名）	生年月日	※交付
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

医療証の記載事項に以下のとおり変更があり、医療証の更新が必要なため、届け出ます。

変更年月日 年 月 日

住所変更	新住所		※処理欄 <input type="checkbox"/> 住基確認 <input type="checkbox"/> 入力 <input type="checkbox"/> 確認 交付日 _____
	旧住所		
氏名変更	子ども	新氏名)	旧氏名)
	保護者	新氏名)	旧氏名)

医療証交付申請書の届出内容に以下のとおり変更がありましたので、新しい保険証の写しを添えて届け出ます。

変更年月日 年 月 日

加入保険変更	変更前（丸を付けてください。)		変更後（丸を付けてください。)	※処理欄 <input type="checkbox"/> 入力 日付 _____
		1 文京区国民健康保険		
	2 上記以外の国民健康保険	2 上記以外の国民健康保険		
	3 組合健康保険など	3 組合健康保険など		
	4 共済	4 共済		
	5 その他	5 その他		

文京区子どもの医療費の助成に関する条例に定める医療費助成受給資格が消滅しましたので、届け出ます。

消滅年月日 年 月 日

消滅理由	1 文京区外へ転出（転出先住所）		
	2 生活保護受給	3 死亡	4 その他（ ）

年 月 日	連絡先電話番号 _____
文京区長 殿	保護者氏名 _____ (変更の場合は新保護者名)

※ 印欄には記入しないでください。太枠内は必ず記入し、事項は届け出る項目のみチェックし、記入してください。

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第7号（第9条関係）

子ども医療費助成現況届

受 給 者 番 号				子 ども 氏 名		生 年 月 日		他 制 度 受 給	
						年 月 日			
						年 月 日			
						年 月 日			
加 入 保 険 の 状 況	被 保 険 者 記 号 ・ 番 号			保 険 名 称					
	被 保 険 者 氏 名			保 険 者 番 号					
	資 格 取 得 年 月 日			年 月 日		所 在 地 電 話 番 号		( )	
保 護 者 の 勤 務 先		名 称				加入 年金		1 厚生 2 共済 3 国民	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日						住 所 _____			
文京区長 殿						連絡先電話番号 _____			
						保護者氏名 _____			

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第8号(第9条関係)

㊦㊧㊨ 第三者行為による傷病届										
対象者 (被害者)	負担者番号					加入保険者名				
	受給者番号					保険者番号				
	氏 名  (     年     月     日生)					被保険者名				
						被保険者記号番号				
第三者 行 為 (事故) の状況	発生日時					発生場所				
	原因及び被害の状況									
第三者 (加害者)	住 所									
	氏 名					電話番号		(     )		
	交通 事故 の 場合	自 賠 責 保 険	保 險 会 社 名		電話番号		(     )			
			所 在 地							
	任 意 保 険	保 險 会 社 名		電話番号		(     )				
		所 在 地								
上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。										
年     月     日										
文京区長 殿										
対象者（被害者）の保護者 <small>(対象者が成年の場合、対象者本人)</small>					{ 住 所 電話番号 (     ) 氏 名					

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第9号（第10条関係）

## 子ども医療費助成受給資格消滅通知書

第 号

年 月 日

\_\_\_\_\_様

文京区長 印

次のとおり、子ども医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので、通知します。

消滅者氏名

消滅した年月日

消滅した理由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第10号(第11条関係)

子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について				
年 月 日				
文京区長 殿				
対象者（被害者）の保護者 (対象者が成年の場合、対象者本人)		住 所	}	
		電話番号 ( )		
		氏 名		
<p>文京区子どもの医療費の助成に関する条例第9条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について文京区から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を文京区に譲渡します。</p>				
記				
譲渡 する 債権	対象者 (被害者)	氏 名 ( 年 月 日生)		
	債権額	金 円		
	事 故 発生日時	事 故 発生場所		
	原因及び 被害の状況			
債務者 (加害者)	住 所			
	氏 名		電話番号 ( )	
	交通事故の場合	自賠責保険	保 険 会社名	電話番号 ( )
			所在地	
	任意保険	保 険 会社名	電話番号 ( )	
		所在地		

# 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第 11 号(第 11 条関係)

## 債権譲渡通知書

年 月 日

様

譲渡人

住所

氏名

私が貴方に対して有する下記の債権を譲渡しましたので、通知します。

### 記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 文京区

(住所)東京都文京区春日一丁目16番21号

## 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第8号（第9条関係）

別記様式第9号（第10条関係）

別記様式第10号（第11条関係）

別記様式第11号（第11条関係）